

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を支給するもの。

2 支給対象

- (1) 基準日（令和3年12月10日）において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯
※8,436世帯（見込）
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、(1)の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）
※938世帯（見込）

3 支給額

1世帯当たり現金10万円

4 補正予算額 ※国10/10補助

- (1) 事業費（給付金額） 937,400千円
- (2) 事務費 36,000千円

5 支給手続等

今後、国が示す要綱に基づき、迅速に支給を開始する。